

2長第 2153 号
令和 3 年 3 月 18 日

指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

予防専門型通所サービス利用の状態像の目安・基準について（通知）

日頃から本市福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

要支援 1 のかた及び市が実施する基本チェックリストで事業対象者と判断されたかたのうち、通所サービスの利用を希望されるかたについては、原則、短期集中型通所サービスを利用することになります。

なお、要支援 1 のかた及び事業対象者について、予防専門型通所サービスの利用が可能な状態像の目安・基準については、令和元年 7 月 18 日付け 31 長第 670 号にて通知しましたが、この度、当該基準の見直しを図りましたので、御確認くださいようよろしくお願いいたします。

なお、見直しは令和 3 年 4 月 1 日から適応となります。

記

区分	状態像の目安	基準
予 防 専 門 型 通 所 サ ー ビ ス	① 疾病により歩行に支障があり、送迎がないとサービスの利用ができないかた	主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A 2」以上
	② 日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられるかた	主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「II b」以上、又は主治医意見書の疾病欄に認知症と記載がある場合

	③ 精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながるおそれがあるかた	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医意見書の疾病欄にがんと記載がある場合、又は医療費助成対象疾病（指定難病）である場合 ・精神疾患により主治医意見書にうつ病、躁うつ病と記載がある場合、精神障害者保健福祉手帳を取得している場合、又は自立支援医療対象者の場合
	④ ①～③以外で市が認めるかた	別紙「予防専門型通所サービスの利用について」を市へ提出し、協議の結果、予防専門型通所サービスの利用が認められた場合

※④の場合は、別紙様式を市（長寿課予防係）に提出のうえ、協議をしてください。

担当：岡崎市福祉部長寿課予防係・介護保険課指導監査係
TEL 23-6836 FAX 23-6520

新旧対照表

区分	状態像の目安	(旧) 基準	(新) 基準
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予防専門型通所サービス</p>	<p>① 疾病により歩行に支障があり、送迎がないとサービスの利用ができないかた</p>	<p>主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A 2」以上</p>	<p>主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A 2」以上</p>
	<p>② 日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられるかた</p>	<p>主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「II b」以上</p>	<p>主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「II b」以上、又は主治医意見書の疾病欄に認知症と記載がある場合</p>
	<p>③ 精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながるおそれがあるかた</p>	<p>主治医意見書により、疾病の記載が確認できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医意見書の疾病欄にがんと記載がある場合、又は医療費助成対象疾病（指定難病）である場合 ・精神疾患により主治医意見書にうつ病、躁うつ病と記載がある場合、精神障害者保健福祉手帳を取得している場合、又は自立支援医療対象者の場合
	<p>④ ①～③以外で市が認めるかた</p>	<p>別紙「予防専門型通所サービスの利用について」を市へ提出し、協議の結果、予防専門型通所サービスの利用が認められた場合</p>	<p>別紙「予防専門型通所サービスの利用について」を市へ提出し、協議の結果、予防専門型通所サービスの利用が認められた場合</p>